

## 小浜市パブリック・コメント制度の概要

### 【パブリック・コメント制度とは】

市が計画等を策定する場合や、条例を制定・改廃する場合に、素案の内容を公表して市民の皆様からご意見をお聴きするものです。また、いただいたご意見については、市の考えと併せて公表します。

### 【制度の目的】

市民の市政への参画をすすめる、市が市民に対して説明責任を果たすことにより、公正で民主的な一層開かれた市政の推進を図ることを目的としています。

### 【制度の実施機関】

市長、教育委員会

### 【制度の対象】

1. 市民生活に直接かつ重要な影響を与える条例や各種重要な計画
2. その他この制度の目的に照らして、パブリックコメントの手続を行うことが望ましいもの

### 【素案などの公表方法】

市のホームページに掲載するほか、担当課、広報・デジタル推進課、市役所東側（裏側）の当直室前（土・日・祝日のみ）及び各コミュニティセンター窓口で公表します。

### 【意見を提出できる人】

小浜市に在住・通勤・在学している方

### 【意見の提出方法】

意見の提出は、電子メール、ファクシミリ、郵便、実施する担当課への書面の提出とします。

なお、意見の提出期間は公表時に定められた期間とします。（概ね3週間程度）

### 【結果の公表】

提出された意見等を十分考慮し、計画等の意思決定を行います。

提出された意見およびそれに対する市の考え方を公表します。また、素案を修正したときは、修正の内容およびその理由を公表します。

## 小浜市パブリック・コメント制度の流れ

計画や条例の素案の作成

- 基本計画や施策の基本方針の策定に係る立案
- 条例の制定に係る立案



市議会への説明

計画や条例の素案の公表

- 小浜市ホームページへの掲載
- 担当課、広報・デジタル推進課、市役所東側（裏側）の当直室前（土・日・祝日のみ）及び各コミュニティセンター窓口で公表



【市民】

計画や条例の素案  
趣旨、目的、背景など  
閲覧

< 意見の提出 >

- ☆電子メール、FAX、郵便、書面持参ほかで受付
- ☆公表時に定められた受付期間（概ね3週間）
- ☆提出意見には「氏名・住所」明記



意見を考慮し計画等を検討



最終的に決定された計画等を公表

<あわせて>

意見に対する考えを公表

- 寄せられた意見等と、その意見等に対する市の考え方を公表（概ね6ヶ月間）
- 小浜市ホームページへの掲載
- 担当課、広報・デジタル推進課、市役所東側（裏側）の当直室前（土・日・祝日のみ）及び各コミュニティセンター窓口で公表